

水稲共済の「品質方式」

収量の減少と品質の低下を補償します

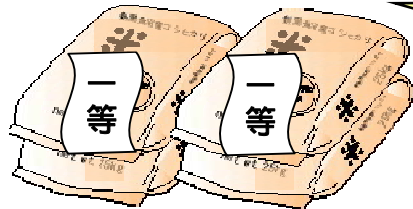
水稲共済の品質方式は、一筆方式(7割補償)に比べ9割補償と高く、収量の減少に加え品質の低下も補償するもので、災害による生産金額の減少に対応する方式です。

今回は、農家の皆さんから問い合わせが多数寄せられている品質方式についてお答えします。

Q1 対象となる災害(共済事故)は？

すべての気象災害、火災、病虫害および鳥獣害による収量の減少と品質の低下を伴う生産金額の減少が対象になります。

(例) コシヒカリ こしいぶき



平年の収量と品質(等級)を基にした生産金額

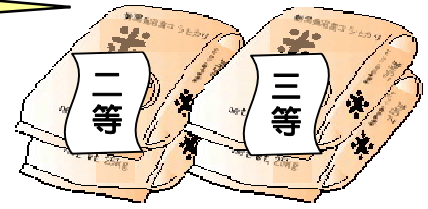
冷害 干害 長雨
病虫害 異常高温

収量の減少

品質の低下

乳白粒 青未熟粒 着色粒等

コシヒカリ こしいぶき



災害による生産金額の減少

共済金

Q2 加入できる条件は？

過去5カ年および本年産において収量のおおむね8割以上をJA等に出荷、または共同乾燥調製施設等へ搬入し、品種ごとの数量や等級を確認できる資料が得られる農家です。

Q3 共済金額(補償金額)と共済金の算出方法は？

共済金額(補償金額)は平年の生産金額の最高9割です。災害による収量の減少と品質の低下により、農家単位で平年の生産金額の1割を超える減少があった場合に共済金をお支払いします。平年の生産金額が500万円で、当年産の生産金額が300万円となった場合、共済金は以下のとおりです。

